

○岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月11日

市規則第59号

改正平成30年5月29日市規則第146号

令和6年3月28日市規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設長)

第2条 条例第7条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

エ 介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(生活相談員)

第3条 条例第7条第2項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員または介護福祉

士とする。

(浴室)

第4条 条例第13条第3項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
- (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
- (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

(便所)

第5条 条例第13条第3項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。
- (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成30年市規則第146号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和6年市規則第31号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。